

# 福祉用具の貸与・販売について

(有)医療福祉研究所へイセイ 福祉用具管理者

梶原 加世子

福祉用具の貸与・販売は介護保険でご利用できるサービスのひとつです。

福祉用具貸与とは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業所が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境などをふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

## ○貸与について

福祉用具貸与の対象は以下の13品目です。

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト ⑬自動排泄処理装置です。

サービス提供の流れは①介護保険の認定を受けている利用者がケアマ

ネージャーに相談し利用する事業所を決定し申し込みます。②利用者の希望・状態を把握し③介護用品の選定を行います。④介護用品の使用方法を説明し⑤契約を締結します。⑥サービスの提供(使用状況・点検・修理)を行います。貸与商品が必要なくなったら⑦レンタル終了⑧商品の回収⑨商品の点検・消毒・保管 となります。

## ○販売について

特定福祉用具販売は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与にない福祉用具を販売します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

福祉用具販売の対象は以下の5品目あり、要介護度に応じて異なります。ポータブルトイレ・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部品などになります。

購入時は利用者がいったん全額を

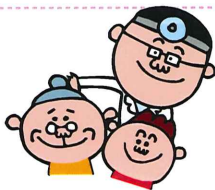
支払った後、費用の9割が介護保険から払い戻されます。(償還払い)同一年度で購入できるのは10万円までです。

福祉用具貸与サービス・販売サービスについて詳しくは各市区町村の

介護保険窓口、担当のケアマネージャー、地域包括支援センターへご相談ください。  
●へいせいホームヘルプステーション

086-427-8451

## 超簡単！ 家庭でできる運動のすすめ



### 腰痛予防③: ストレッチ

社会医療法人 全仁会 倉敷平成病院  
通所リハビリテーション 作業療法士 川上ゆかり

腰を曲げて、前かがみの動作を行う際に、太ももの裏の筋肉が柔らかいとスムーズに動作が行え、腰への負担が減ります。そこで、今回は、太ももの裏の筋肉のストレッチ方法をお教えします。

#### <ポイント>

伸ばしている筋肉を意識しながら、痛みが出る手前まで、ゆっくりじわーっと伸ばしていきましょう。その時に息をとめないようにしましょう。

#### <方法>

- ①椅子に浅めに座ります。②片足を前に出します。③膝を伸ばし、つま先を上に向けます。
- ④前かがみになりながら太ももの裏を伸ばしていきます。反対側も同様に行います。

家事の合間やテレビを見ながらなど、生活のちょっとした時間を使って、行ってみたいかがたでしょうか。

